



金 沢 市 公 報

第 3 1 5 4 号

令和6年(2024年)8月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		
○地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民協働推進課)	1	
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	1	
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について (")	2	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について (")	4	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について (") 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の更新について (")	4	○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ いて (地域保健課) 5
		○市道の区域の変更について (道路管理課) 5
		○金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉 川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関 する事務の指定公金事務取扱者への委託につ いて (図書館総務課) 6
		● 監査公表
		○監査公表 (第9号・10号) (監査事務局) 6

告 示

●金沢市告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年8月13日

金 沢 市 長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
袋島町会	主たる事務所の所在地	金沢市袋島町北 71 番地	金沢市袋島町北 119 番地 3	令和6年 1月1日
	代表者の氏名及び住所	田村 和宏 金沢市袋島町北 71 番地	北本 貴洋 金沢市袋島町北 119 番地 3	
湖陽町会	代表者の氏名及び住所	三国 千秋 金沢市湖陽 2 丁目 64 番地	木下 潤 金沢市湖陽 2 丁目 44 番地	令和6年 1月13日
大野町4丁目東町会	代表者の氏名及び住所	源 義則 金沢市大野町 4 丁目カ 159 番地 37	松本 茂和 金沢市大野町 4 丁目カ 159 番地 1	令和6年 4月1日
山科町葵が丘町会	主たる事務所の所在地	金沢市山科町東 48 番地 2	金沢市山科町東 76 番地	令和6年 4月7日
	代表者の氏名及び住所	高崎 邦雄 金沢市山科町東 48 番地 2	谷口 三郎 金沢市山科町東 76 番地	

●金沢市告示第226号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	善田 貴裕	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	小児科	加畑 映理子	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	泌尿器科	浦田 聡子	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	泌尿器科	藤村 陸志	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	眼科	立花 学	令和6年7月12日
独立行政法人地域医療機能推進機 構金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	内科	岩淵 佑	令和6年7月12日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児外科	岩出 珠幾	令和6年7月12日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科	宮下 勝吉	令和6年7月12日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	下崎 研吾	令和6年7月12日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	眼科	竹森 勇人	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	阪口 仁一	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	山内 静	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	一ノ瀬万里子	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	井美 暢子	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	宇佐美 雅章	令和6年7月12日
医療法人社団浅野川 千木病院	金沢市千木町ハ33番地1	内科	岡村 英之	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	眞田 創	令和6年7月12日
金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	内科	海古井 大智	令和6年7月12日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合 病院	金沢市小坂町中83番地	内科	加藤 諒	令和6年7月12日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合 病院	金沢市小坂町中83番地	脳神経外科	吉識 賢志	令和6年7月12日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合 病院	金沢市小坂町中83番地	腎臓内科	野村 和利	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構金沢医 療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	朝日向 良朗	令和6年7月12日
独立行政法人国立病院機構金沢医 療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	原 椋	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	中積 智	令和6年7月12日
医療法人社団六豊会 すずみが丘 病院	金沢市もりの里3丁目76番地	内科	石田 雅朗	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	尾崎 太郎	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	谷口 優	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	越野 瑛久	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	堀越 慶輔	令和6年7月12日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	整形外科	清水 貴樹	令和6年7月12日

●金沢市告示第227号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第

283号) 第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号) 第2条の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	西川 昌志	令和6年3月31日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	内科	辻 徹朗	令和6年3月31日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	整形外科	萩原 教夫	令和6年3月31日
独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	眼科	佐々木 允	令和6年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	竹村 健一	令和6年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	整形外科	新村 和也	令和6年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科	林 裕	令和6年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科	河原 庸介	令和6年3月31日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	小児科	西田 圭吾	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	篠崎 公秀	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	高山 嘉宏	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	田川 庄督	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	内科	竹田 亮祐	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	外科	新谷 佳子	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	外科	出村 嘉隆	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	整形外科	小林 尚史	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	泌尿器科	大筆 光夫	令和6年3月31日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	泌尿器科	藤田 博	令和6年3月31日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	奥田 徹彦	令和6年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	杉山 和久	令和6年4月1日
医療法人社団中央会 金沢有松病 院	金沢市有松5丁目1番7号	内科	上野 和音	令和6年4月1日
医療法人社団中央会 金沢有松病 院	金沢市有松5丁目1番7号	外科	今川 健久	令和6年4月1日
独立行政法人地域医療機能推進機 構金沢病院	金沢市沖町ハ15番地	整形外科	山本 崇史	令和6年4月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	川野 充弘	令和6年4月1日
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合 病院	金沢市小坂町中83番地	外科	藤原 優太	令和6年3月31日

国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	伊川 泰広	令和6年5月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	耳鼻咽喉科	波多野 都	令和6年5月1日
国立大学法人 金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	内科	高橋 芳徳	令和6年4月1日

●金沢市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
中森かいてき四十万薬局	金沢市四十万5丁目107番地	育成医療、更生医療	令和6年8月1日
アイン薬局金沢尾張町店	金沢市下新町6番23号	育成医療、更生医療	令和6年5月1日
千木明德薬局	金沢市千木1丁目242番地	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
末町明德薬局	金沢市末町16の21番地3	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
アルプ薬局福久店	金沢市福久町ヲ90番地3	育成医療、更生医療	令和6年6月25日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
to nurse 訪問看護ステーション	金沢市古府1丁目185番地 修和テナント1号室	育成医療、更生医療	令和6年8月1日

●金沢市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

1 病院

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	眼科に関する医療	令和6年7月1日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	腎臓に関する医療	令和6年7月1日
国家公務員共済組合連合会 北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号	腎臓に関する医療	令和6年7月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定更新年月日
金沢石引トラヤ薬局	金沢市石引4丁目1番8号	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
金沢たんぼぼ薬局	金沢市平和町3丁目3番8号	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
西念ラン薬局	金沢市西念3丁目30番11号	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
共創未来藤江北薬局	金沢市藤江北1丁目434番地	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
広岡ラン薬局	金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビルB1F	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
中森全快堂上安原町薬局	金沢市上安原2丁目214番地	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
泉丘らいふ薬局	金沢市泉野出町4丁目2番3号	育成医療、更生医療	令和6年8月1日
磯部ゆうゆう薬局	金沢市磯部町二14番地1	育成医療、更生医療	令和6年8月1日

瑠璃光薬局朝霧台店	金沢市朝霧台1丁目175番地	育成医療、更生医療	令和6年8月1日
瑠璃光薬局西念店	金沢市西念3丁目16番23号	育成医療、更生医療	令和6年8月1日
瑠璃光薬局疋田店	金沢市疋田2丁目45番地	育成医療、更生医療	令和6年8月1日
扇が丘薬局	金沢市三馬1丁目405番地	育成医療、更生医療	令和6年8月10日

●金沢市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
アイン薬局金沢尾張町店	金沢市下新町6番23号	育成医療、更生医療	令和6年4月30日
千木明德薬局	金沢市千木1丁目242番地	育成医療、更生医療	令和6年6月30日
末町明德薬局	金沢市末町16の21番地3	育成医療、更生医療	令和6年6月30日
クスリのアオキ鳴和薬局	金沢市鳴和1丁目1番16号	育成医療、更生医療	令和6年7月1日
アルプ薬局森本店	金沢市吉原町ホ213番地	育成医療、更生医療	令和6年6月25日

●金沢市告示第231号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
つじ小児科医院	金沢市窪5丁目630番地	令和6年6月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
アイン薬局金沢尾張町店	金沢市下新町6番23号	令和6年5月1日
クスリのアオキ百坂薬局	金沢市百坂町二25番地	令和6年7月1日
ウエルシア薬局金沢末町店	金沢市末町16の12番地1	令和6年7月1日

●金沢市告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和6年8月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
一般市道	浅 川 19号 田 上 新 町 線 26号	田 上 新 町 441 番 1 先から	旧	8.0	60.0
		田 上 新 町 435 番 1 先まで	新	32.0 ~ 47.0	60.0

●金沢市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和6年8月13日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地、指定をした日及び委託をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日	委託をした日
株式会社メビウス	金沢市示野中町1丁目15番地	令和6年7月11日	令和6年8月1日

2 委託した公金事務に係る歳入

金沢市立玉川図書館の駐車場及び金沢市立玉川こども図書館の駐車場の使用料

3 委託した期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月13日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 誠
 金沢市監査委員 源 野 和 清

1 財務事務等監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月31日（平成22年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
1 収入に関する事務 (1) 延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金並びに公法上の債権として取り扱っているガス料金、水道料金及び下水道使用料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。	下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。 水道料金については、供給停止措置等により負担の公平性が確保され、納付促進についても一定の効果が得られていることから、遅延損害金は徴収しない。 なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事

	務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。 ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。
--	--

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日(平成24年監査公表第3号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
1 収入に関する事務 (1) 延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。 なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。 ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日(平成28年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
1 収入に関する事務 (1) 延滞金徴収事務 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。 なお、下水道受益者負担金にかかる延滞金の徴収については、電話催告や訪問徴収等のほか、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、文書等で延滞金徴収事務を依頼し徴収強化に取り組んでいる。 ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日

- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年3月12日(平成30年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
1 収入に関する事務 (1) 延滞金徴収事務 下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、上下水道料金システムの更新に合わせ、延滞金を管理する体制を整え、催告書等に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市下水道使用料に係る延滞金減免取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。 なお、ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

●金沢市監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年8月13日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 誠
 金沢市監査委員 源 野 和 清

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年6月27日
- (2) 措置を講じた局等 土木局道路管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日(平成30年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(172ページ) 道路照明のLED化について、機器更新に合わせたLED化では事業完了までに相当の期間を要することから、リース方式の導入を含め、事業のあり方を検討する必要がある。	令和3年度に道路照明灯のLED化に向けた事業手法の検討を行い、省エネルギー改修に係る経費を消費電力削減分でまかなうESCO事業にて実施することとした。 令和4年度に公募型プロポーザルにより事業者を決定した後、設計・調査を行い、令和5年度に道路照明灯のLED化を完了した。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年6月27日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局青少年健全育成センター
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(67ページ)	

土子原こども野外広場の宿泊棟は、安全に施設を維持していくため、錆びた屋根の修繕を計画的に実施すべきである。	令和6年3月に屋根の錆落とし及び塗装により修繕を完了した。
---	-------------------------------

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年6月27日
- (2) 措置を講じた局等 都市政策局交通政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(58ページ) 神田交通公園の事務所・事業所における天井の穴は、明らかに修繕が必要であり早急に対応すべきである。	令和5年度に天井修繕工事を完了した。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月4日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日(令和2年監査公表第9号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(120ページ) 取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合については、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。	寄付により取得したピアノの更新については、取得年ではなく、製造年を基準とするよう改めた。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月5日
- (2) 措置を講じた局等 福祉健康局福祉政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(79ページ) 金沢市松ヶ枝福祉館は、施設の一部(窓枠の下部(腰壁)の位置)に安全上のリスクがある。利用者に周知はしているものの、事故の起きやすさ、事故が起きた際の大きさを考え、転落事故を防ぐ対応をすべきである。	一般利用が可能な会議室については、小学生以下の利用禁止を継続するとともに、窓枠に固定具を取り付け、換気のため数センチ程度しか開閉できないよう対策を講じた。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月10日
- (2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局スポーツ振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(62ページ) 城南市民体育館の屋根・外壁の修繕を早急に実施し、利用者の使用に支障が生じる状況は改善しなければならない。	令和5年度に城南市民体育館の屋根・外壁の改修工事を完了した。

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月10日
- (2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化財保護課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(103ページ) 浅丘埋蔵文化財分室について、衛生環境に問題があるため、鳥獣の侵入を防ぐ対策を実施する必要がある。	令和5年度に鳥獣の侵入を防ぐため、窓の改修工事を完了した。

(その8)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
- (2) 措置を講じた局等 企業局お客さまサービス課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日(平成26年監査公表第11号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(1-85) 料金徴収事務手続においては、滞納なく支払っている多くの使用者との公平性を損なわぬよう、入金額の充当方法を検討する必要がある。	時効満了日の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、時効の更新手続きを厳格に実施しながら入金額の充当を行うこととした。
指摘事項(1-89) ガス、水道料金については、最高裁上告不受理決定を踏まえ、私債権として取り扱うこととし、それに合わせて適切な不納欠損処理を実施すべきである。	公債権と私債権を区分して管理可能な上下水道料金システムを導入し、それぞれの管理を適切に行うとともに、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができるよう金沢市財務規則及び金沢市企業局会計規程を改正し、厳格に不納欠損処理を実施することとした。 なお、ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。
指摘事項(1-90) 料金徴収事務手続においては、時効の中断手続を実施する必要があるとともに、今後行う不納欠損処理については、時効を確認し、適正に処理する必要がある。	時効満了日の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、時効の更新手続きを厳格に実施するとともに、時効の成立を債権毎に確認し、不納欠損処理を行うこととした。
指摘事項(1-91) ガス、水道料金及び下水道使用料については、延滞金の徴収を行うべきである。	公債権である下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、延滞金の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、延滞金を徴収することとした。 なお、私債権である水道料金については、供給停止措置などにより負担の公平性が確保されていることから、遅延損害金は徴収しない。 また、ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

令和6年(2024年)8月13日 発行	発行人 発行所 編集	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	金 沢 市 金 沢 市 役 所 (株) 共 栄
---------------------	------------------	------------------	-------------------------------